

令和5年度京都府相談支援従事者現任研修 開催要綱

1 趣 旨 指定相談支援事業所等において、相談支援専門員としてケアマネジメント業務に従事しており、一定の経験を有する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援を行うための援助技術、支援方法等の資質向上を図ることを目的として開催する。

2 主催者 京都府

3 研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 受講定員 250名

5 開催日程・会場等

		日程	科目(予定)	会場
1 日目	講義	7月上旬～7月下旬 約7時間の動画を視聴後、 レポート課題提出 ※詳細は受講決定の際にお知らせします。	・障害福祉の動向 ・相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開 ・人材育成の手法	オンデマンドによる WEB講義 (指定期間中に各自で 視聴することができます。)
2 日目	演習	8月28日(月) 9:30～17:00	・個別相談支援とケアマネジメント	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
3 日目		8月29日(火) 9:30～17:00	・チームアプローチ	
4 日目		8月30日(水) 9:30～17:00	・地域をつくる相談支援	

※研修プログラムは変更する場合があります。

※演習の開催時間は9:30～17:00を予定していますが、各日により異なります。詳しい時間割は受講決定通知でお知らせします。

※受講申込者が定員を超過した場合は、受講申込内容に基づき受講決定を行うため、申し込んだにもかかわらず研修を受講いただけないことがありますので予め御了承ください。

(1)WEB講義について

- ・YouTubeでの動画配信を予定しています。視聴環境がない方は、その他の受講方法について検討いたしますので、受講申込フォームの「WEB講義の視聴環境」に御入力ください。
- ・WEB講義受講後は、レポート課題に取り組んでいただきます。研修実施機関が指定する日時までにレポート課題の提出がない、又はレポート課題の内容に不備がある場合は、演習の受講が認められません。

(2)演習について

- ・演習の実施に当たっては、WEB 講義(オンデマンド)において示される事前課題に取り組んでいただきます。詳細は受講決定通知の際にお知らせします。
- ・作成した事前課題に基づいて演習を実施しますので、当日、事前課題を持参いただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

6 受講要件

次に掲げる要件①及び要件②をいずれも満たす者を受講対象とします。

要件①【従事状況】

相談支援従事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)を修了し、相談支援専門員の資格を取得した者のうち、資格の有効期限内であり、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者。

- (1) 現に指定相談支援事業所等において相談支援専門員として従事している者
- (2) 今後指定相談支援事業所等(開設予定の指定相談支援事業所等を含む。)において相談支援専門員として従事する具体的な予定のある者
- (3) 法人内の人事異動等により今後指定相談支援事業所等に配置される可能性のある者

要件②【実務経験】

令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)の受講に当たっては、以下の実務経験の要件を満たすことが必要となります。

ただし、経過措置の対象となる方は実務経験が不問となります。(詳しくは※1を御確認ください。)

<現任研修の受講は今回が初めての方> ⇒(ア)

- (ア) 初任者研修修了後、指定相談支援事業所等において、本研修受講開始前の過去5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験(※2)がある

<現任研修の受講は今回が初めてではない方> ⇒(ア)又は(イ)

- (ア) 初任者研修修了後、指定相談支援事業所等において、本研修受講開始前の過去5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験(※2)がある

- (イ) 現に相談支援業務に従事している

※1 要件②【実務経験】に係る経過措置について

平成27年度～令和元年度の間に現任研修、相談支援従事者主任研修(以下「主任研修」という。)又は初任者研修を修了された方のうち、令和2年度以降に初めて現任研修を受講される方については、要件②【実務経験】は不問となります。

※2 相談支援の実務経験について

相談支援とは、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務がこれに当たります。

<相談支援専門員の資格取得、更新及び再取得について>

○取得…京都府の場合、初任者研修の3日コース※及び演習コース又は8日コース(令和元年度までの旧カリキュラムに基づく研修においては6日コース)を修了し、相談支援専門員になるための実務経験を満たした者。

※3日コースのみの修了では、相談支援専門員になることはできません。

○更新…初任者研修修了年度の翌年度を初年度とする5年度毎の各年度末日までに、現任研修を修了しなければ、資格が失効します。現任研修の受講年度についての詳細は別紙2を御確認ください。なお、主任研修を修了した場合にも、資格を更新することができます。

○再取得…現任研修を受講しなかった等の理由で資格が失効した後、再び相談支援専門員の資格取得を希望する場合は、再度、初任者研修を受講する必要があります。

7 資料代 4,000円

※受講決定通知に同封する払込取扱票によりお振り込みください。なお、振込手数料は各自で御負担ください。

※受講をキャンセルされた場合でも、振込後の返金はできかねますので御了承ください。

8 受講申込方法及び受講可否

(1) 受講申込方法について

令和5年5月26日(金)17:00までに、下記 URL 又は右記二次元コードからお申し込みください。

(URL)

<https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/0ad3104f8d538d9a9d31a70784a0262533ec68d84e8197c7fbc4bc2de83b9930>



・受講申込の際は、以下①及び②の写真又はPDFデータを添付してください。

①相談支援従事者初任者研修(6日・8日・演習コースのいずれか)の直近の修了証書

②過去に現任研修又は主任研修を受講済みの場合は、直近に修了した研修の修了証書

・インターネットによる申込が難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。

・受講申込完了後、登録いただいたメールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。受講申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますので御了承ください。

・受講申込フォームには入力漏れや誤字・脱字のないように、全ての項目を入力してください。

事業所について

- ①法人格 ②法人名 ③事業所名 ④担当者氏名 ⑤郵便番号 ⑥事業所所在地 ⑦電話番号
⑧FAX番号

受講申込者について

- ①氏 ②名 ③ふりがな ④生年月日 ⑤事業所内優先順位 ⑥受講配慮
⑦初任者研修(6日・8日・演習コースのいずれか)の直近の修了年度
⑧⑦に入力した初任者研修の修了証書番号 ⑨⑦に入力した初任者研修の修了証書の添付
⑩現任研修又は主任研修のうち、直近に修了している研修の修了年度
⑪⑩に入力した研修の修了証書番号 ⑫⑩に入力した研修の修了証書の添付
⑬要件①【従事状況】 ⑭要件②【実務経験】 ⑮本研修受講開始前の過去5年間における相談支援の実務経験年数(〇年〇か月) ⑯オンデマンド講義視聴環境 ⑰(地域)自立支援協議会の活動 ⑱受講申込内容についての証明(責任者本人が自身の氏名を入力)

(2) 受講申込に当たっての留意事項

- ・受講申込フォームに入力された内容に基づき受講決定を行います。入力漏れ、誤字・脱字のないよう留意し、必ず全ての項目について入力してください。入力内容に不備がある場合、受講申込を受け付けないことがありますので御注意ください。
・受講配慮を希望する場合は、受講申込フォームに必ずその旨を入力してください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(3) 受講可否について

- ・受講の可否については、令和5年6月30日(金)までに、所属事業所宛てに御案内いたします。期日を過ぎても受講可否の連絡がない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター研修課(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。

9 修了認定

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、演習最終日に京都府から修了証書を交付します。
- ・修了証書には、氏名及び生年月日を記載しますので、受講申込の際は誤りのないよう入力してください。
- ・研修修了のためには、全日程、全科目、全時間への出席が必要です。原則として、WEB 講義視聴後のレポート提出がない場合や、欠席、遅刻、早退、長時間の途中離席がある場合は、修了認定ができません。その他、WEB 講義視聴後に提出のあったレポート内容に不備がある場合や、演習での受講態度が不良であると主催者及び研修実施機関が判断した場合等も、修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。この場合でも資料代の返金はできません。
- ・本研修を複数年度にまたがって履修することは認めておりません。単年度で全日程、全科目、全時間を受講してください。
- ・受講申込フォームへ入力された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了認定の取消等の措置を講じることがあります。

10 その他

(1)感染症等への対策について

- ・研修会場におけるマスクの着用は、受講者個人の判断に委ねます。
- ・自宅等を出発する前には御自身の体調を確認していただき、発熱等の風邪症状がある場合には、受講をお控えください。なお、受講をキャンセルする場合は速やかに京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。

(2)会場等について

- ・会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお願いいたします。
- ・昼食は各自で御用意願います。

(3)自然災害発生時の対応について

- ・悪天候等が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ（<http://www.kyoshakyo.or.jp/>）内の「研修受講者の方」のページに掲載します。
- ・自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(4)個人情報の取扱について

- ・受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、受講申込内容や修了可否の状況等を事業所所在地市町村と共有する場合がありますので予め御了承ください。

<研修に関する問合せ先>

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入 ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312